

平成 21 年度

税制改正について

主税局総務課税制企画室長 泉 恒有

平成 21 年度税制改正に関しては、昨年 11 月 28 日に政府税制調査会の答申として「平成 21 年度の税制改正に関する答申」が、12 月 12 日に与党において「平成 21 年度税制改正大綱」が取りまとめられた。その後、12 月 24 日の「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」の閣議決定を経て、本年 1 月 23 日に「平成 21 年度税制改正の要綱」が閣議決定され、同日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたところである。

なお、文中、意見等にわたる部分は、筆者の個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

(注) 平成 21 年度税制改正案の関連資料は財務省ホームページ (<http://www.mof.go.jp>) に掲載されている。

1. 平成 21 年度税制改正案の基本的考え方

平成 21 年度税制改正では、現下の経済金融情勢を踏まえ、景気回復の実現に資する等の観点から、住宅・土地税制、法人関係税制、中小企業関係税制、相続税制、金融・証券税制、国際課税、自動車課税等について、所要の措置を講ずることとしている。

これらの改正により、平年度で 6,850 億円の

減収、平成 21 年度においては 4,690 億円の減収になると見込まれる（【資料 1】参照）。

具体的な改正内容の概要は以下のとおりである。

2. 平成 21 年度税制改正案の概要

1 住宅・土地税制

住宅税制については、経済に大きな波及効果を期待できる住宅投資の活性化を図るため、住宅ローン減税を大幅に拡充するとともに、自己資金での一定の住宅投資についても新たに税額控除制度を導入することとしている。

具体的には、

- ① 住宅ローン減税について、一般住宅に係る最大控除可能額を 500 万円に、特に長期優良住宅に係る最大控除可能額を過去最高水準を上回る 600 万円に引き上げるとともに、所得税から控除し切れない額については、更に個人住民税から税額控除できる制度を創設する（【資料 2】参照）
- ② 自己資金で長期優良住宅を新築した場合に、標準的なかかり増し費用の 10% をその年分の所得税額から控除（最大控除可能額 100 万円、1 年繰越可）する制度を創設する
- ③ 自己資金で一定の省エネ改修工事（太陽光発電装置の設置費用を含む）又はバリア

(資料 1) 平成 21 年度の税制改正 (内国税関係) による増減収見込額

(単位: 億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度 (21年度増減収見込額)
1 住宅・土地税制		
(1) 住宅ローン減税の拡充	△ 1,530 (注 1)	△ 110
(2) 長期優良住宅の新築等及び既存住宅の改修に係る税額控除制度の創設	△ 240	△ 110
計	△ 1,770	△ 220
2 法人関係税制		
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等の即時償却制度の導入	△ 850	△ 780
(2) 資源生産性向上促進税制の創設	△ 430	△ 410
計	△ 1,280	△ 1,190
3 中小企業関係税制		
(1) 軽減税率の引下げ	△ 1,100	△ 1,100
(2) 欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止	△ 1,120	△ 940
計	△ 2,220	△ 2,040
4 相続税制		
(1) 非上場株式等に係る納税猶予制度の創設	△ 210	△ 170
(2) 農地等の納税猶予制度の見直し	△ 80	0
計	△ 290	△ 170
5 金融・証券税制		
確定拠出年金制度の拡充	△ 270	△ 50
6 自動車課税		
自動車重量税の減免措置の創設	△ 1,020 (注 2)	△ 1,020 (注 2)
合 計	△ 6,850	△ 4,690

(注 1) 住宅ローン減税の拡充による平年度減収見込額は、平成 21 年から 25 年までの居住分について改正後の制度を適用した場合の減収見込額の平均と改正前の制度 (平成 20 年中に居住の用に供する場合に適用される制度) を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注 2) 自動車重量税の減免措置の創設による減収見込額は、特別会計分 (平年度△ 340 億円、初年度△ 340 億円) を含む。

(資料 2) 住宅ローン減税制度の改正 (案)

住宅ローン減税の適用期限を 5 年間延長した上、平成 21 年から平成 25 年までに居住の用に供した場合の控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除率を次のとおりとする。

1 一般の住宅

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.0%
平成 23 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 24 年	10 年間	3,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	2,000 万円	1.0%

2 長期優良住宅

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率
平成 21 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 22 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 23 年	10 年間	5,000 万円	1.2%
平成 24 年	10 年間	4,000 万円	1.0%
平成 25 年	10 年間	3,000 万円	1.0%

フリー改修工事を行った場合に、その標準的な工事費用と実際の工事費用の額とのいずれか少ない金額（200万円を限度。ただし、太陽光発電装置を設置する場合には、300万円を限度）の10%をその年分の所得税額から控除する制度を創設する

等の措置を講じることとしている。

また、土地税制については、低迷する土地市場の状況を踏まえ、土地需要を喚起し、土地の流動化と有効活用を推進する観点から、所要の措置を講じることとしている。

具体的には、

- ① 個人が平成21年及び22年に取得した土地等を5年超保有し、譲渡した場合に、その譲渡所得の計算上、1,000万円の特別控除を適用する制度を創設する
- ② 事業者が同期間に土地等を先行取得し、その後10年間に他の土地等を譲渡した際に、当該譲渡益に対する課税繰延（先行取得した土地等の圧縮記帳を認めることにより、譲渡益の80%（平成22年に土地等を先行取得した場合には、60%）相当額の課税を繰延べ）を行うことを可能とする特例措置を創設する

等の措置を講じることとしている（【資料3】参照）。

2 法人関係税制

成長と両立する低炭素社会を実現するため、省エネ対応を進め、資源生産性の向上を実現する経済構造への転換が求められている。このような観点から、法人関係税制については、省エネ・新エネ設備等を取得した場合、その年度に全額の損金算入を可能とする措置（即時償却）等を講じることとしている。

具体的には、

- ① 現行のエネルギー需給構造改革推進税制の対象となる設備等（太陽光発電設備など）について、2年間即時償却を可能とする措置を創設する

- ② 一定の計画認定を前提に、省エネ性能の高い家電製品等の生産設備等について、2年間の即時償却を可能とする措置（資源生産性向上促進税制）を創設する

等の措置を講じることとしている（【資料4】参照）。

3 中小企業関係税制

中小企業は、金融不安や景気後退の影響を受けやすいことから、資金繰りに苦しむ中小企業へ手厚い支援を行うとともに、その活性化を図ることが喫緊の課題となっているところである。

こうした観点を踏まえ、

- ① 中小法人等を対象に年800万円までの所得について22%とされている軽減税率を2年間18%に引き下げる
 - ② 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止措置を廃止する（【資料5】参照）
- 等の措置を講じることとしている。

4 相続税制

相続税制においては、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の創設並びに農地に係る相続税の納税猶予制度の見直しを行うこととしている。

まず、中小企業の事業承継の円滑化を通じた雇用の確保や地域経済活力の維持を図る観点から、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予」制度を創設することとしている。本制度は、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社（認定中小企業者）を経営していた被相続人から相続等により当該会社の株式等を取得しその会社を経営していく相続人について、その納付すべき相続税額のうち、株式等に係る課税価格の80%に対応する税額の納税を猶予するものである。

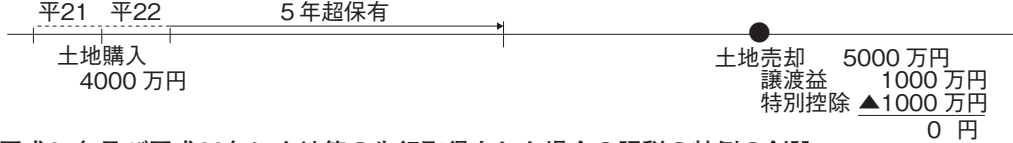
また、この相続税の納税猶予制度の導入に併せて、非上場株式の生前贈与による事業承継を円滑化する観点から、「非上場株式等に係る贈与税の納税猶予」の制度も創設することとして

(資料3) 土地税制の改正 (案)

1. 平成21年及び平成22年に取得した土地等の長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

個人が、平成21、22年に取得した土地を譲渡した場合(所有期間5年超のものに限る)には、その年中の譲渡所得につき1,000万円を非課税(特別控除)とする。

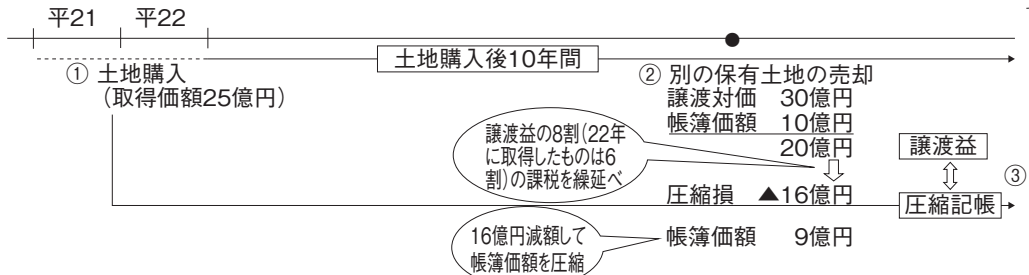
(注) 法人についても同様の措置を講ずる。



2. 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の創設

法人が、平成21、22年に土地等を取得した場合には、取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、所有する他の土地等を譲渡したときの譲渡益の8割(22年取得分については6割)相当額を限度として課税を繰り延べる(圧縮記帳)。

(注) 個人事業者についても同様の措置を講ずる。



(資料4) 省エネ・新エネ設備等の即時償却制度 (案)

エネ革税制の対象となる設備等や省エネ性能の高い家電製品等の生産設備等について、2年間即時償却を可能とする制度を導入。

エネルギー需給構造改革推進税制の拡充

現行のエネ革税制の対象となる設備等について2年間の即時償却を可能とする。

(設備等の例)

太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備 等

資源生産性向上促進税制の創設

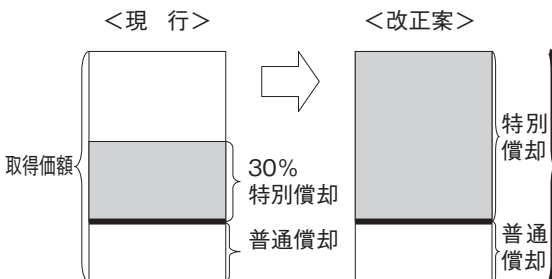
① 企業や事業所が、自らの資源生産性を高めるために行う設備投資、

② 優れた省エネ家電(※)などを生産するための製造ラインへの投資

について2年間の即時償却を可能とする。

※ トップランナー基準をさらに一定程度上回る省エネ製品(電気冷蔵庫、テレビジョン受信機等)、太陽熱利用設備、LED(発光ダイオード)照明設備、家庭用燃料電池等

活用例のイメージ(企業の資源生産性向上を促す投資)

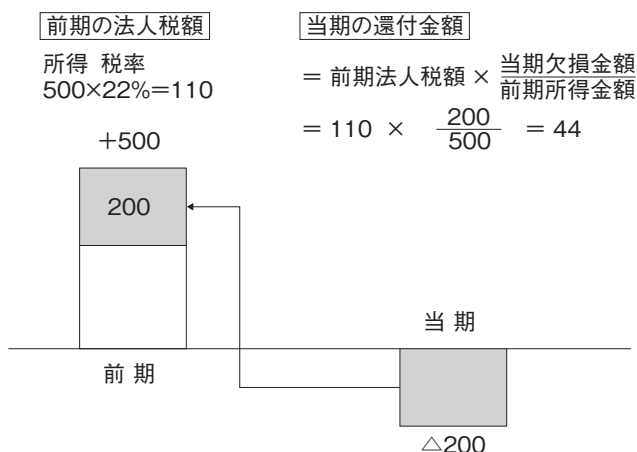


(資料5) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活 (案)

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとする。

繰戻し還付の仕組み

前年度は黒字だった法人が、経営悪化などで今年度赤字に陥った場合、前年度に納税した法人税を還付してもらうことができる。



いる。本制度は、認定中小企業者の代表者であった者の後継者として経済産業大臣の確認を受けた者から贈与により取得した株式等について、その贈与税の全額の納税を猶予するものである。なお、贈与者の死亡時には、猶予対象株式等を相続により取得したものとみなして、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税額を計算することとしており、その際、経済産業大臣の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予を適用することができることとしている。**【資料6】参照。**

さらに、農地に係る相続税の納税猶予制度については、農地を将来にわたり確保し、その有効利用を促進するために農地の転用規制の厳格化や農地の面的集積の促進等を行う農地制度の見直しを踏まえ、所要の見直しを行うこととしている。

具体的には、農地法の転用規制及び市街化区域外農地について、農地を永続的に確保し、その有効利用を促進する観点から、

- ① 農地の有効利用に資する政策的な貸付けがなされた農地に相続税の納税猶予の適用を拡大
- ② 20年間の営農による納税の免除を見直し、終生の農地利用を要件とする仕組みに改組
- ③ 身体障害等により自作が困難となった場合には農地の貸付けにも納税猶予を継続
- ④ 利子税率を現行の6.6%から3.6%に軽減（現在は日銀の基準割引率が0.5%であり、特例の適用により現行4.0%から2.2%への軽減となる）

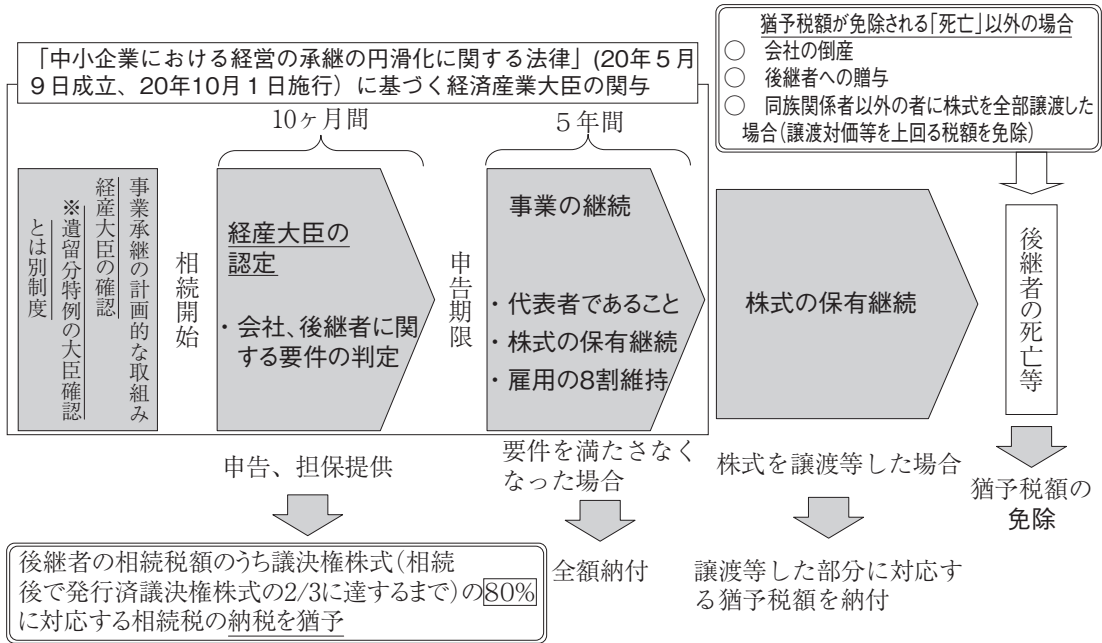
等の見直しを行うこととしている。

なお、農地法の転用規制の及ばない市街化区域内農地については、今回の改正で、自作が困難となった場合の扱いの見直しや、利子税の負担の軽減の措置（終生の農地利用が要件とされる者に限る）に限り適用することとしている。

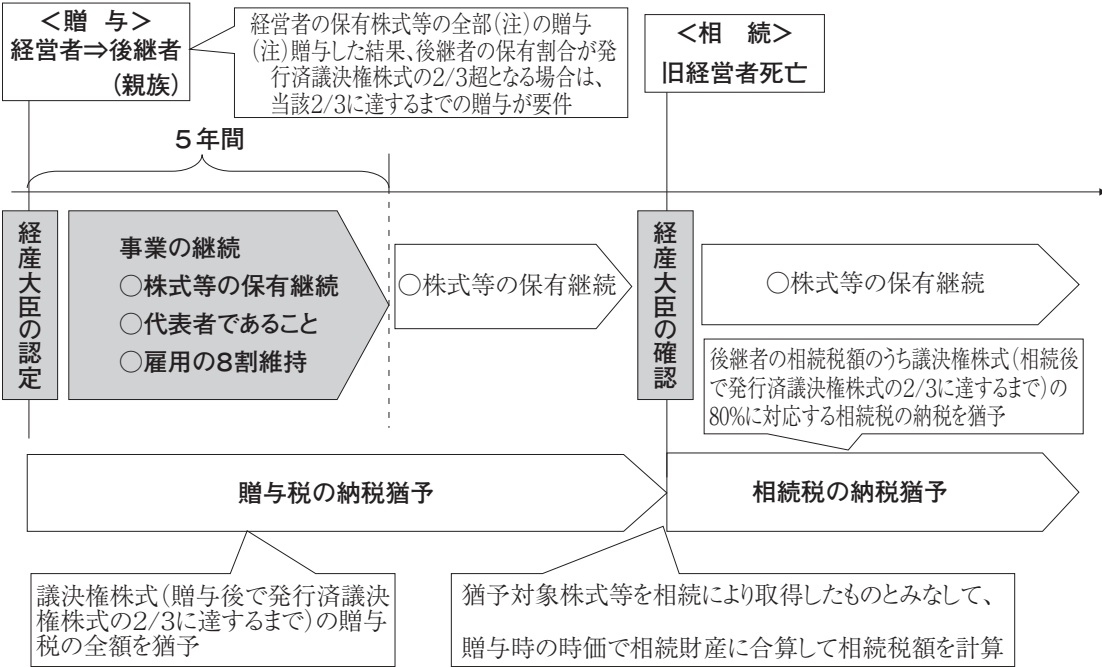
5 金融・証券税制

金融証券税制については、金融所得課税の一

(資料 6) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度 (案)



非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度 (案)



(資料 7) 上場株式等の譲渡益及び配当の課税について (案)

【現行】

	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税 率	10%	【原則】	20%	20%	
		【特例措置】			
		上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分)	10%		
		上場株式等の配当 (100万円以下の部分)	10%		
損益通算	－	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

【改正案】

	～H20.12	H21	H22	H23	H24.1～
税 率	10%	10%			20%
損益通算	－	上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 H21.1～ 確定申告による対応 H22.1～ 源泉徴収口座内における損益通算を可能に			

(注) 恒久的施設を有しない非居住者並びに内国法人及び外国法人が支払を受ける上場株式等の配当に対する軽減税率(7%)は、平成23年12月31日まで延長(【現行】平成21年3月31日まで適用)。

体化を推し進め、簡素で分かりやすい制度とすることで、個人投資家が投資しやすい環境を整備する必要がある。このため、昨年度改正において、本年より原則として本則税率(20%)の適用を開始することとしていたところであるが、現下の厳しい経済金融環境に鑑み、現行軽減税率(10%)の3年間の延長を行うこととしている(【資料 7】参照)。

また、本則税率に復帰した後においても、貯蓄から投資への流れを促進し、多様な投資家が参入し厚みのある株式市場を構築する必要があることから、少額の上場株式等への投資のための非課税措置を併せて創設することとしている。具体的には、年間1口座100万円まで、5年間で最大5口座500万円までの上場株式等への投資に係る配当・譲渡益を非課税とし、非課税期間は最長10年間で途中売却は自由といった内容を骨子とする非課税措置を創設することとしている。本制度は、平成22年度改正において

創設し、上場株式等の配当等に対する本則税率適用開始時に導入する予定である。

さらに、少子高齢化社会が進展する中、老後に向けた資産形成を行う自助努力を支援する観点も重要であることから、確定拠出年金についていわゆるマッチング拠出の導入、拠出限度額の引上げを行うこととしているほか、生命保険料控除において新たに介護医療保険料控除を創設することとしている(生命保険料控除の見直しは、平成22年度改正において措置し、平成24年1月から導入する予定である)。

6 国際課税

わが国経済の活性化の観点から、海外子会社利益の国内還流に向けた環境整備が求められる中、わが国企業が海外市場で獲得する利益を必要な時期に必要な金額だけ国内に戻すことができることが重要である。

こうした企業の配当政策の決定に対する中立

(資料 8) 自動車重量税の時限的減免措置 (案)

○ 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車について、平成 21 年度から 23 年度までの間に受ける新規・継続車検等(当該期間内に最初に受ける車検 1 回分に限る)について、自動車重量税の減免措置を以下のとおり講ずる。

電気自動車・天然ガス自動車・ハイブリッド自動車等	… 免 除
乗用車等(軽自動車を含む)：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+25%達成	… 75%軽減
乗用車等(軽自動車を含む)：★★★★ かつ 平成22年度燃費基準+15%達成	… 50%軽減
バス・トラック(3.5t超)：平成21年排出ガス規制適合 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 75%軽減
バス・トラック(3.5t超)：平成17年排出ガス基準10%低減達成 かつ 平成27年度燃費基準達成	… 50%軽減

(注1)「★★★★」は、平成17年排出ガス基準75%低減達成

(注2)天然ガス自動車については乗用車であれば★★★★、ハイブリッド自動車については乗用車であれば★★★★かつ平成22年度燃費基準+25%達成であることが要件

性といった観点に加え、適切な二重課税の排除を維持しつつ、制度を簡素化する観点も踏まえ、今般、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当を益金不算入とする制度を導入する等の措置を講じることとしている。

7 自動車課税

厳しい経済状況の中で、環境性能に優れた自動車への買換・購入需要を促進するとともに、低炭素社会の実現を目指す観点から、自動車重量税について、時限的に減免措置を講ずることとしている。

具体的には、平成 21 年度から 23 年度までの間に受ける最初の新規・継続車検等の際に、

- ① 電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス自動車等のいわゆる次世代自動車等については、免税
- ② その他一定の排ガス性能・燃費性能を備えた低公害・省エネ自動車については、その性能に応じて 75%もしくは 50%の軽減を行うこととしている(【資料 8】参照)。

3. 消費税を含む税制抜本改革

今般国会に提出されている「所得税法等の一

部を改正する法律案」の附則においては、昨年 12 月 24 日に閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」を踏まえ、税制抜本改革の道筋及び基本的方向性に関する規定が設けられている。その内容は以下のとおりである。

所得税法等の一部を改正する法律案 (抄)

附 則

(税制の抜本的な改革に係る措置)

第百四条 政府は、基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。

2 前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。

二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。

三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等の総合的な取組を行うことによ

り低所得者への配慮について検討すること。

四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則に基づく特例による税率をいう。）を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。

五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。

六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。

七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。

八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。

（以上）